

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 486

令和元年5月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

法人会の活動—— 2~3

老舗探訪(V)

一壺屋総本店—— 4~5

清水橋(からはし)が開通 —— 6

過大役員給与の損金不算入とは?

—税理士 互井敏勝— —— 7

平成31年度税制改正のあらまし(抜粋) —— 8

税務署だより・都税事務所だより —— 9

平成31年度(令和元年度)研修会・講演会予定表 —— 10

事務局だより —— 11



▲清水橋(からはし)渡り初めの様子
施工は本郷法人会会員(株)松下産業 説明文はP.6に掲載してあります。

第62回湯島天満宮「梅まつり」にくまモン来援

—湯島がキーワード—で交流—

第62回湯島天満宮「梅まつり」期間中の2月10日(日)、大勢の観梅客で賑わうなか、ステージ上で確定申告広報活動の一環として、国税庁「イータ君」と税務職員が、PR活動を行った。また、熊本県の「くまモン」そして上天草市より「上天草四郎くん」も登場してイータ君と一緒に、くまモン体操を踊った。

熊本県「湯島」は大矢野本島から約8km、有明海のほぼ中央にあり標高104.2m、周囲約4km、島の南側に住居が200戸ほどあり、人口は約500人、島の中は急で狭い坂道や階段がほとんど、徒歩が主な交通手段で猫が安心して暮らす島として、

また、島原の戦いの時に天草と島原のキリシタンが定期的に話し合いをした別名「談合島」とも言われ、2013年から上天草市と文京区は「湯島」をキーワードに交流を始めた。



▲ 蝶名林署長(後列中央)と税務関係団体の役員さん



▲ 確定申告のPRをするイータ君と税務職員



▲ くまモン体操を踊る

はじめて学ぶ!会社の数字

—初心者の方にも分かり易く解説—

地域連携講座PART2として「はじめて学ぶ!会社の数字」が2月5日(火)、午後6時30分より文京学院大学生涯学習センターに於いて開講した。

この講座は全3回シリーズで講師の文京学院大学講師 上岡史郎先生が収益と費用と利益の関係や損益分岐点の基礎知識などを分かり易く解説した。

なお、最終回には修了証が交付される。



▲ 講師を務める上岡史郎先生

女性部会が社会貢献活動を実施

—未使用タオルを「ゆしまの郷」に寄贈—

女性部会(飯村部会長)が3月15日(金)に社会貢献活動の一環として、未使用のタオル90枚を特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」に寄贈した。

また、使用済みプリペイドカードや使用済切手などを3月29日(金)に文京区社会福祉協議会にお届けした。



▲ 飯村部会長(右)とスタッフの方

新会員を招き税務研修会&名刺交換会を開催

—活発な意見交換がされる—

平成30年度新会員を含め過去2年間に加入された方々を招いた、新会員歓迎会が3月6日(水)、午後5時より湯島天満宮「参集殿」に於いて開催された。歓迎会は吉田久夫総務委員長が司会を務め、加藤高身会長並びに蝶名林守署長のあいさつに続き、第1部「税務研修会」が行われ「改正消費税のあらまし」について、本郷税務署の森川兆憲郎

上席調査官より国税庁の資料を基に軽減税率の対象品目やインボイス制度の概要について説明がされた。

また、五十嵐正樹厚生組織委員が法人会入会のメリットを紹介した後、福利厚生制度受託3社より制度説明がされた。

【参加された方々は以下のとおり】



アイキューワン(株)
イベント企画・運営 湯島3丁目
永田寿夫 氏



太平電気(株)東京支社
電気設備工業業 本郷3丁目
金子昭 氏



(株)ドリンクアップーズ
輸入販売業 本郷3丁目
真室光貴・真室洵香 氏



(株)SIXINCHジャパン
家具製造・販売 本郷2丁目
古賀満 氏



東和建設(株)
一般土木建築工事 湯島1丁目
関山真・島本裕之 氏



輝達商事(株)
理化学機器卸売業 湯島2丁目
小林政哉 氏



(一財)全日本労働福祉協会
健康診断 大田区
石井好明 氏



(株)アムモ98
映画・DVD・製作配給 本郷5丁目
小田泰之 氏



キヨラカ(株)
主にオーディオ機器の輸入販売
湯島3丁目 阿部武倫 氏



(株)アイサポート
情報処理業 本郷3丁目
大瀧良子 氏



日工化学(株)
製造業 本郷1丁目
中込秀夫 氏



海老沼司法書士事務所
司法書士 本郷3丁目
海老沼学 氏



(株)東芸
運輸、医療広告 本駒込6丁目
葛城つとむ 氏



(株)ベイスコンサルティング
コンサルティング業 本郷1丁目
泊三夫 氏



本郷税務署 蝶名林守署長



加藤高身会長



講師を務める
本郷税務署 森川兆憲郎上席調査官



大同生命保険(株)東京支社
営業第2課 松井孝昭課長



AIG損害保険(株)
秋山治彦法人会推進マネージャー



アフラック東京第一支社
藤井勇樹主任

壺屋総本店

つぼやそうほんてん

入倉喜克 さん

江戸・東京の市民に親しまれ勝海舟も愛した老舗和菓子店

店に入ってまず目に飛び込むのが、壁にかかっている額に書かれた「神逸気旺」という豪快な文字。明治維新の立役者、勝海舟の筆によるもので「神頼みにするのではなく、気力でなんとかなさい」という意味だという。

江戸時代、武家に出入りできる「御用菓子司」として、徳川御三卿の一橋家や清水家などの大名を顧客としてきた壺屋は、維新後に「官軍の世になって商いを続けては、お世話になった徳川さまに申し訳ない」と廃業を決意した。壺屋の菓子が大のお気に入りである常連客だった海舟がそのことを知り「世の中が変わっても、市民が壺屋の菓子を食いたいと言っているのだから商売を続けるように」とこの書を贈って諭したことで、壺屋は廃業を撤回したという逸話が残っている。

そんな壺屋の歴史は古く、創業は江戸時代初期の寛永年間(1624~44)にまでさかのぼる。それまでの菓子店は、関西から来た人々によって経営されており、壺屋は江戸の町民が開いた最初の「江戸根元」菓子店であった。京の公家^{なかのみかどけ}中御門家から、和菓子屋の^{でわのじょう}高い位を表す「出羽掾」の称号が芝西久保店に、「^{はりまのたいじょう}播磨大掾」が飯田町店に授与されたほか、



入倉喜克さん
壁に勝海舟の扁額、江戸時代・明治時代の壺屋店舗の絵がかかっている。

『江戸買物^{ひとり}独案内』に記載されるなど、江戸の名店として知られるようになった。

「いわば江戸時代のガイドブックで、これを見ると化粧品や薬なども売っていたようです。昔、砂糖は高価で、お菓子は庶民の手になかなか届かなかったので、こうした商品も扱っていたのでしょう」と解説してくれたのは、十八代目の入倉喜克さん。

その後明治、大正時代を経て順調に業績を伸ばし、昭和初期には支店を10店舗以上開設するまでに発展した。明治期に発行された『東京買物独案内』の錦絵には、カステラやビスケット、西洋料理、洋菓子などを扱っていたことが描かれている。「そのほか、永井荷風の『断腸亭日乗』に芝西久保の壺屋が、田山花袋『蒲団』には新橋の壺屋が登場します。また、池波正太郎の『鬼平犯科帳』にも化粧品屋として西久保の店が出てきます」。

このようにさまざまな文学作品に描かれるほど、時代を超えて江戸および東京市民に親しま



明治の製法そのままに現在も作っているビスケット



壺屋外観

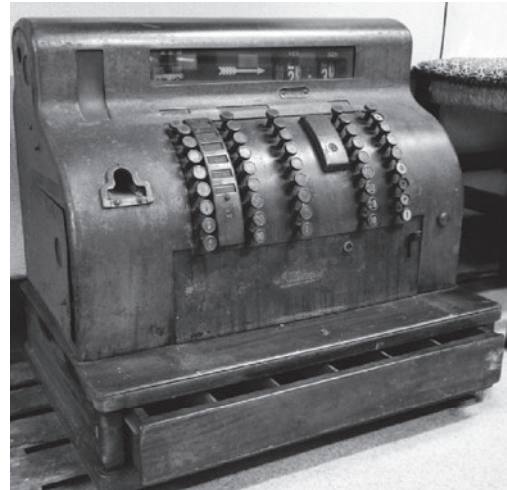
れてきた壺屋だったが、太平洋戦争が始まると砂糖の割り当てが厳しくなり、支店を徐々に縮小。空襲の被害も受け、終戦後、数年経ってから本郷の店1軒に集約して営業を再開した。

餡の上品な甘さとのどごしが評判の最中は幻の逸品

「勝海舟が店の存続を熱望するほど、人々に愛されてきた壺屋の和菓子。なかでも最大の看板商品が「壺々最中」と「壺形最中」だ。

「材料も製法も昔からずっと変えておらず、まったくの手作り。保存料などの添加物も一切使っていません。ですから数多くは作れないし、日持ちもしないので、地方発送やネット販売などの話はお断りしているんです」と入倉さんが言うように、この店に足を運ばないと手に入らない逸品として人気が高い。

中の餡は、厳選した北海道の小豆を使い、上白糖ではなくザラメで甘さを出す。「すごく濃い



明治・大正期に使用していたレジスター。単位は「銭」。

餡ですが、やわらかな甘さでのどごしいんです。お客さまからも、とても後味がいいと言われます。また皮は餅米100%で作っていて、普通の最中のように上あごに張り付いたりせず、口の中でほどよく溶けていきます」。この絶妙な餡と皮のバランスに魅せられ、リピーターになる人が多いという。

壺屋ではこの最中だけでなく、煉り切りをはじめとした季節の上生菓子にも力を入れている。「たとえば秋だと栗鹿の子や栗蒸し、紅葉、山茶花、菊、柿などをかたどった菓子。夏には水ようかんや葛桜、お節旬には桜餅など、四季を感じさせてくれるのが上生菓子なんですね。ところが最近では、クリスマスとかハロウィンなどに合わせた西洋のお菓子ばかりです。これからは歴史ある老舗として、日本の四季に合わせた和菓子文化の伝統を、大切に後世に伝えていく役割を果たしていきたいですね」。

文京区史写真集
「写真で綴る(文の京)歴史と文化のまち」
(平成29年文京区発行)より転載



壺屋の最中

清水橋（からはし）

西片町（西片一・二丁目）と森川町（本郷六丁目）を結ぶこの橋は、正式名を「清水橋」といい、地元では「からはし」（空橋、伽羅橋、唐橋）とも呼ばれています。

江戸時代、西片町側には備後国福山藩阿部家、森川町側には三河国岡崎藩本多家の江戸屋敷がありました。当時はまだ、西片町と森川町の間には橋はなく、谷底に一筋の清水が流れる急峻な谷間で隔てられていました。この地に清水橋が最初に架けられたのは、明治13年（1880）に阿部邸前から本多邸前への道が整備された頃と考えられています。同じ頃、谷底は道路として整備され、清水の流れも道の端に残るだけとなったことから「からはし（空橋）」とも呼ばれるようになったと伝えられています。この地ゆかりの文人、樋口一葉の日記にも「空橋」として登場するなど、多くの人々から親しみ、愛されてきました。

清水橋はこれまで4度架け替えられており、二代目の木橋は、明治39年（1906）に、旧福山藩士の生まれで、著名な建築家の武田五一（1872～1938）の設計によるものでした。三代目の橋は、大正13年（1924）に撮影されたと思しき写真が残されているのみで、残念ながら設計図等の資料が残っていないため、架橋された年代、構造等の詳細については不明です。四代目は、コンクリート造りの橋で、地元の方々の話から、昭和11、12年（1936、1937）頃に架橋されたと考えられています。

そして、この五代目となる清水橋は、当時の木橋だった頃の面影も感じられる木目調のコンクリート橋として、平成31年（2019）に架橋されました。【文京区】



テープカットをする西片町町会 中澤辰男町会長（左）、成澤廣修区長（中央）、森川町 松尾紀彦町会長（右） 当会副会長



除幕式をする柴山修一氏（左） 当会理事と西片町町会 武田純子副会長

撮影／鵜野眞理子

過大役員給与の損金不算入とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝



リサ 高額な役員給与が話題となっていますね。法人が役員に対して支給する給与のうち、損金に算入されないものがあると聞きましたがどのようなものですか。



サキ先生 過大役員給与の損金不算入ですね。法人がその役員に対して支給した給与のうち、その役員の職務に対する対価として不相当に高額な部分の金額などについては、損金の額に算入しないこととされています。



リサ 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、具体的にはどのようなものですか。



サキ先生 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額であるかどうかは、実質基準と形式基準により判定します。



リサ 実質基準と形式基準でどのように判定するのですか。



サキ先生 実質基準は法人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員の職務の対価として相当であると認められる金額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。

また、形式基準は法人がその役員に対して支給した給与の額の合計額が、定款の規定又は株主総会などの決議により定められた役員に対する給与として支給することができる金額の限度額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。ただし、支給限度額が個々の役員ごとに定められている場合には、その役員ごとに判定します。



リサ 実質基準と形式基準のどちらで判定しても不相当に高額な部分の金額がある場合にはどのようになりますか。



サキ先生 実質基準と形式基準のいずれか多い金額が過大役員給与として損金の額に算入されない金額となります。



リサ 実質基準では役員の職務の内容、法人の収益、使用人に対する給与の支給の状況や事業の種類・規模が類似する法人の役員に対する給与の支給の状況に照らして判定するとのことですが具体的にはどうすれば良いのですか。



サキ先生 この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

筆者紹介

互井 敏勝 (たがいとしかつ)

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「平成29年版 税制改正経過一覽ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)など。

税制改正のあらまし

法人会キャラクターけんた

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率(年800万円以下の所得金額)について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率		特例の税率
	所得金額が年800万円超	所得金額が年800万円以下	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	23.2%	19%	15%

(2) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	税制措置
<ul style="list-style-type: none"> 機械装置 (1台160万円以上) 測定工具及び検査工具 (1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) 一定のソフトウェア (一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上) 貨物自動車 (車両総重量3.5トン以上) 内航船舶 (取得価格の75%が対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

(注) 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

(3) 中小企業経営強化税制の延長

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除(10%)が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が2年間延長されます。

(4) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。

災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のも
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のも
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のも

2 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

(1) 特別試験研究費に係る税額控除制度(オープンイノベーション型) オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の10%(現行5%)に引き上げられます。

(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型) 総額型について、税額控除率が見直された上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が法人税額の40%(現行:25%)に引き上げられます。

(3) 中小企業技術基盤強化税制 中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中小企業者等には、その控除率を割り増す措置が講じられ、適用期限が2年間延長されます。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度(高水準型) 高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されます。

Ⅲ 相続税・贈与税関係

1 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

個人事業者の事業承継税制の概要

対象資産	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の特定事業用資産(不動産貸付事業等を除く) 宅地(面積400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで)及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予額	特定事業用資産の課税価格の100%
相続人の要件(認定相続人)	承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者
承継計画	平成31年4月1日から平成36(2024)年3月31日までの間に都道府県に提出
継続届出書	税務署長に相続税の申告期限から3年毎に提出

2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、以下の措置が講じられます。

- 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が18歳以上(現行:20歳以上*)に引き下げられます。
- 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6か月以内にその状態が解消されたときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。
- 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付資料が不要となる等の手続の簡素化が図られます。

*「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、税制上の年齢要件についても見直されます。

4 教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与・非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者:0~30歳未満)名義の口座等を開設し、教育資金を拠出した場合、受贈者ごとに1,500万円が非課税となります。

この非課税措置については、次のように見直された上で、適用期限が2年間延長されます。

教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し

	現行	改正案
① 受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
② 教育資金の範囲	年齢を問わず、一律に使途の範囲を設定	23歳以上は学校等に支払われる費用等に限定
③ 教育資金契約の終了事由	30歳到達時	30歳到達時に在学している受贈者は、在学期間終了時又は40歳到達時のいずれか早い日
④ 贈与者が死亡した時点の残高	相続財産に加算されない	贈与者の相続開始前3年以内の贈与については、②23歳未満の場合、③学校等に在学している場合、④教育訓練を受けている場合を除き、相続財産に加算される

5 結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者:20~50歳未満)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を拠出した場合、受贈者ごとに1,000万円(結婚関係費用は300万円)が非課税となります。

改正案では、この非課税措置について、受贈者の所得要件(1,000万円以下)が設けられた上で、適用期限が2年間延長されます。

誌面の都合上、法人税関係及び相続税・贈与税関係のみ掲載いたしました。
全文は前号の会報に同封いたしましたほか当会のホームページでもご覧になることができます。
<http://www.hongohojin.or.jp/>

税務署だより

tax office message

平成 31 (2019) 年度税務職員募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受 験 資 格
- 1 平成 31 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び令和 2 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準すると認める者
- ◇ 申 込 手 続
- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間
令和元年 6 月 17 日 (月) 9 時 ～令和元年 6 月 26 日 (水) [受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
令和元年 5 月 7 日 (火) ～令和元年 6 月 26 日 (水)
9 時～17 時 (土曜日及び日曜日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局 (所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試 験 日
- | | |
|---------|--|
| 第 1 次試験 | 令和元年 9 月 1 日 (日) |
| 第 2 次試験 | 令和元年 10 月 9 日 (水) ～令和元年 10 月 18 日 (金) のうち指定された日時 |
- (注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係 (電話 (03) 3542-2111 内線 2163) までお尋ねください。

都税事務所だより

metropolitan tax office message

6 月は固定資産税・都市計画税第 1 期分の納期です(23 区内)

今年度の固定資産税・都市計画税 (23 区内) の納税通知書は、6 月 3 日 (月) に発送します。お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、7 月 1 日 (月) までにお納めください。クレジットカードでも納付できます。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで 1 週間程度かかる場合がございます。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。このほか、金融機関・郵便局のペイジー対応の A T M、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付できます。ぜひご利用ください。

都税の納付には安心・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、預貯金口座から納期の末日 (納期限) に自動的に納税できる制度です。2019 年 4 月 1 日から「Web 口座振替申込受付サービス」がスタートとなり、口座振替の申込みがさらに便利になりました。詳しくは主税局 HP の専用サイトをご覧ください。

<口座振替がご利用いただける都税>

固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) ※、固定資産税 (償却資産) ※、個人事業税

※ 23 区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。

詳細は、HP または右記問合先へ：主税局徴収部納税推進課 03 (3252) 0955

あなたも是非
参加してみませんか

令和元年度 保存版 研修会・講演会予定表

	事業名	日程	場所・時間	内容
1	新設法人説明会	平成31年4月5日(金)／令和元年6月7日(金)／8月5日(月)／10月3日(木)／12月3日(火)／令和2年2月4日(火)	場所:湯島天満宮「梅香殿」 時間:13時30分～16時	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税や源泉所得税の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2	決算法人説明会	平成31年4月12日(金)／令和元年5月17日(金)／6月14日(金)／7月19日(金)／8月6日(火)／9月13日(金)／10月11日(金)／11月15日(金)／12月6日(金)／令和2年1月10日(金)／2月6日(木)／3月6日(金)	場所:税務署会議室 場所:1月～3月 文京区民センター3A 時間:13時30分～15時30分	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をして頂くため留意点など基本的な事項を説明します。
3	法人税の基礎講座【研修シリーズ】	令和元年9月5日(木)／9月19日(木)／10月2日(水)／10月17日(木)／10月29日(火)／11月14日(木)	場所:税務署会議室 時間:13時30分～16時30分	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4	源泉基礎講座	平成31年4月18日(木)／令和元年6月5日(水)／9月12日(木)	場所:税務署会議室 時間:14時～16時	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5	税法等研修会	①令和元年6月27日(木) ②令和元年9月20日(金)	場所:①税務署会議室 時間:15時～17時 場所:②都税事務所会議室 時間:14時～15時30分	国税や地方税の改正事項を分かり易く説明します。
6	年末調整説明会	令和元年11月18日(月) 令和元年11月19日(火)	場所:文京シビックホール 大ホール 時間:午前・午後	1年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足額の精算です。

その他

☆社会貢献活動「献血」【1月・7月】 ☆わんぱく相撲における租税教育【5月19日】

☆日本政策金融公庫融資の個別相談会【6月20日(木)・11月下旬】

☆青年部会6月研修会【6月27日】 ☆源泉部会労務セミナー【7月18日】

☆会員増強大会及び第10回チャリティー寄席【9月18日】

☆バス見学研修会【10月1日】 ☆ワインセミナー【11月22日】

☆わくわくスポーツまつり【11月4日】 ☆税務署長講演会&経済講演会【11月】

☆フラワーアレンジメント教室【12月】

☆セミナー・オン・デマンド

【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせず何時でも受講できます。】

☆セミナーDVDレンタルサービス

【会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけ】

☆法人会無料相談会 社会保険事務、税金、法律などのご相談を予約制により受付けております。

※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

<http://www.hongohojin.or.jp/>

事務局だより

厚生組織委員会よりお知らせ

— 東京ドーム天然温泉『スパラクーア』価格改定について —

お得です。

[平日利用の場合] 通常価格2,850円(税込)が2,200円で販売

東京ドーム天然温泉『スパラクーア』従業員の福利厚生に…ご利用ください!!

Relaxation

お友達との語らいに、また自分一人の癒しの場に、思い思いの時をお過ごしください。

◎約170席のリラックスチェアをご用意。個々のモニターでお好きなTV映像を楽しめる他、読書や仮眠等にも快適なスペースです。

Ladies Care

女性に気軽に利用して頂き、とことん楽しんで頂けるよう様々な「快適」をご用意しました。

◎女性ロッカールームから直結の女性専用リクライナーコーナーをご用意しました。女性一人での来館でも安心して仮眠できます。

Treatment & Beauty

世界各国の施術で至福のひとつときを。

◎世界各国のトリートメント&ビューティー施設を揃え、あかすりやフットケア等リフレッシュできるバラエティに富んだコースをご用意しました。

Spa Zone

東京ドームシティの地下1,700mから湧き出た天然温泉を使った露天風呂やアトラクションバス、サウナも充実。

◎東京ドームシティの地下1,700mから湧き出た天然温泉を使った屋内・露天の大浴槽を中心に、アトラクションバス、サウナも充実しています。タオルをはじめアメニティも完備していますので、手ぶらでも安心。都心で極上のリフレッシュをお約束します。

Healing Baden

世界各国の癒しの要素を集めた新空間。

◎世界各国の癒しの要素を集めた新空間。リゾート気分を味わえる休憩スペースと5つの低温サウナで、心ゆくまでのリフレッシュを。眺望を楽しみながら、男女一緒にお寛ぎ頂けます。

■お問い合わせ：本郷法人会 ☎3812-0595

本郷法人会第8回通常総会のお知らせ

第1部

総会【16時～17時 高千穂の間】

黙 禱

定数報告・開会のことば

会長あいさつ

感謝状及び特別感謝状の贈呈

平成30年度会員増強功労者感謝状の贈呈

議長選出

議事録署名人選出

議 事

【承認事項】

(1) 第1号議案 平成30年度決算報告承認の件

(2) 第2号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

【報告事項】

(1) 平成30年度事業報告の件

(2) 平成31年度事業計画報告の件

(3) 平成31年度収支予算報告の件

議長 退席

来賓 紹介

来賓 祝辞

閉会のことば

第1回臨時理事会

第2部

懇談会【17時45分～19時30分 天空の間】

懇談会費：7,000円(参加者のみ)

日時：令和元年6月11日(火)

16時～17時

場所：東京ガーデンパレス

「高千穂の間」 「天空の間」

文京区湯島1-7-5

TEL 3813-6211

5月号編集後記

暑くなりました!汗かきの私にクールビズは救世主です!一昔前は真夏でも汗だくでいたスーツ、ネクタイがビジネスマナーでしたね。表紙の清水橋(から橋)は地元の方には愛着のある橋だと思います。私も小学生の頃から何千回も自転車でも渡っている思い出の場所です。今回の架替えを弊社(松下産業)が担当でき感慨無量です。明治の頃には橋の両脇はうっそうと暗い藪で下を流れる小川には虫もいたそうです。このような興味深いから橋にまつわる話を西片町会でまとめているらしいです。次号からご紹介いたします。乞うご期待!(松下 記)

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を



**総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による
リタイアリスクから会社と家族をまもります**

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 **約52.5%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 **約12.5%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

【出典】厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

東京支社/
東京都中央区日本橋本町2-7-1(野村不動産日本橋本町ビル6F)
TEL 03-3667-8121

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F-2018-1038(2019年3月7日) B-152058

R100
古紙配合率100%再生紙を
使用しています。

